

議案第 12 号

君津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び君津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

君津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び君津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 3 年 2 月 17 日提出

君津市長 石井宏子

提案理由

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）の一部改正に伴い、条例の規定を整備するため、君津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年君津市条例第 7 号）及び君津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 25 年君津市条例第 8 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び君津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(君津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 君津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年君津市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(君津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 君津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年君津市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の君津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第3条第3項及び第2条の規定による改正後の君津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第3条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とする。

君津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び君津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

| 改正案 | 現 行 |
|---|--|
| <p>第1条による改正 君津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (指定地域密着型サービスの事業の一般原則)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>第2条による改正 君津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 (指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> | <p>(指定地域密着型サービスの事業の一般原則)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 省略</p> |
| | <p>(指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 省略</p> |

4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護
予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に
規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ
有効に行うよう努めなければならない。